

構成施策④ 歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実

- 生涯にわたって、満足度の高い食生活や社会生活を送り、健康寿命を延ばすために、歯及び口腔の健康づくりは大変重要です。
- 県民一人ひとりが歯及び口腔の健康を意識し、80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした8020運動や、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）の予防と改善に取り組みます。
- 要介護者等が誤嚥性肺炎や低栄養状態になることを防ぐために、口腔ケアや口腔機能の維持・向上の充実を図ります。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
78	在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 ＊保健所設置市域除く)	在宅療養者への歯科疾患予防やQOL(生活の質)の改善を図るため、訪問口腔ケアを実施するとともに、在宅療養者等の自立と介護支援の体制づくりを地域で推進するため、介護に携わる者に対する口腔ケアの普及に取り組みます。
79	オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 ＊保健所設置市域除く)	全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員の養成・育成研修及び交流会を行います。
80	オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)	高齢者における要介護状態の入り口のひとつである口腔機能の低下を回復可能な段階で改善するため、オーラルフレイル改善プログラムの普及を図ります。
81	未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)	高齢者の未病を改善するため、オーラルフレイル対策(機能面)と誤嚥性肺炎の防止に有効な口腔内清掃(衛生面)を一体的に対応できる医療・介護分野におけるリーダーの育成を行います。

構成施策⑤ 未病改善の推進

- 未病指標等を活用し、未病の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
82	未病センターの設置促進(県)	県民が身近な場所で自らの身体の状態を把握し、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報提供を受けられる場である未病センターの設置を進めます。市町村や企業・団体が設置し、県が認証します。
83	未病指標活用促進事業(県)	県が無償で提供するスマートフォン用アプリ「マイME-BYO カルテ」に実装した「未病指標」に未来予測機能を実装するためデータの蓄積・分析を行います。

構成施策⑥ 地域リハビリテーション支援体制の推進

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、要支援者や要支援・要介護になるおそれのある人に対して、地域リハビリテーションによる未病改善の取組を進めます。
- 2022年度（令和元年度）と2023年度（令和5年度）に実施した地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査結果を踏まえ、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組が進むよう、リハビリテーション専門職の派遣体制の充実を図ります。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
84	地域リハビリテーション連携体制構築事業 (県)	「神奈川県リハビリテーション関連会議」を開催し、医療機関、介護保険施設、居宅サービス事業者、市町村等の関係機関が連携し、適切なリハビリテーションを提供するための支援体制のあり方を検討します。 また、「神奈川県リハビリテーション支援センター」において、情報提供やリハビリテーション提供のコーディネートを行い、県内のリハビリテーションを支援します。
85	地域リハビリテーション活動支援事業 (市町村)	地域支援事業により、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

構成施策⑦ 特定健康診査・特定保健指導の推進

- 医療保険者は、40歳から74歳の被保険者・被扶養者の方を対象に、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）を実施し、その結果に応じメタボリックシンドロームの予備群該当者の方に対して健康の保持への支援（特定保健指導）を行います。
- 県は、市町村等の担当者を対象とした研修会等を開催するなど、市町村の取組を支援します。

構成施策⑧ 後期高齢者医療制度の円滑な運営

○ 2008年（平成20年）4月から開始された後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化に伴い増大していく高齢者医療費を安定的に支えるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすく、また、75歳以上の高齢者の心身の特性等を踏まえた医療給付を行うために創設された医療制度です。

➤ 神奈川県後期高齢者医療広域連合における取組

県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」という。）では、後期高齢者医療制度における医療給付、保険料の賦課等を行い、制度の健全・円滑な運営を担います。

➤ 市町村における取組

市町村では、後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務や被保険者への窓口業務を担当し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を担います。

➤ 県における取組

県では、広域連合や市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全・適切に行われるよう必要な助言・援助を行います。また、広域連合や市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審査・裁決を行う附属機関として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき後期高齢者医療審査会の設置・運営を行います。

構成施策⑨ 「健康団地」の取組

○ 県営住宅において、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取組を推進します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
86	団地再生整備事業 (県・市町村・民間)	高齢化の進んでいる県営住宅を、健康で安心して住み続けられるよう、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりを行い、「健康団地」として再生していきます。

柱2 社会参画の推進

現状と課題

- 健康寿命が延び「人生100歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが生涯生きがいを持っていきいきと暮らしていける社会の実現が求められます。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進める必要があります。高齢者が自らの経験や知識をいかしつつ、いきいきと主体的に地域社会に参加できるようにしていくことが大切です。
- 労働・雇用の観点では、2013年（平成25年）4月の改正高年齢者雇用安定法の施行により、年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に対し段階的に65歳までの継続雇用等が義務付けられています。さらに2021年（令和3年）4月からは、70歳までを対象として、社会貢献事業に従事できる制度の導入など、雇用以外の措置等を講じるように努めることを義務付けています。
- 今後は、元気な高齢者が、働くことやボランティア活動への参加など、それぞれの希望に応じて活躍できる環境づくりが求められます。

目指すべき方向性

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組みます。
- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させていくことができるよう、ICTも活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。
- 経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

指標

	指標	現状	目標
	長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合	2022年度 67.0% (令和4)	○年度 ○% (令和○)
指標の考え方	県民ニーズ調査において「長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしていますか」の項目に対し「そう思う」と回答した人の割合を、社会参画活動を促進することで○年度（令和○年度）に○%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域共生社会の実現に向けた活動への支援

高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画活動を支援するための様々な取組を推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした社会参画活動を通して、いきいきと活躍できるよう、生きがい・健康づくりを推進します。

構成施策① 人生100歳時代の設計図の取組の推進

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、NPO等の多様な主体が参画する「かながわ人生100歳時代ネットワーク」を中心に、「学びの場」から「活躍の場」につなぐプロジェクトを推進します。

構成施策② 老人クラブ活動の推進

- 老人クラブは、地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を進めています。
- 県では、多様な価値観を持つ高齢者のニーズに対応した魅力あるクラブ活動の推進や、子どもの見守り等の次世代育成支援、安全・安心対策などの取組、ICTを活用した、地域や仲間とのつながりを持続できるような取組を、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携し、支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
87	神奈川県老人クラブ連合会による老人クラブ活動の推進(民間)	地域のニーズに対応した魅力ある活動を進めるため、市町村老人クラブ連合会や単位老人クラブの育成指導などに取り組みます。
88	老人クラブ助成費補助事業(民間)	ボランティア活動、生きがいづくり活動、健康づくり活動や友愛チームによる訪問活動を行う単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、県と協調して支援します。

構成施策③ ボランティア活動等の推進

- かながわボランティアセンターやかながわ県民活動サポートセンター等において、県民のボランティア活動等に対する様々な支援を行います。
- 介護ボランティアポイント制度について未実施の市町村に対し、同制度の普及を図ることにより、高齢者のボランティア活動を推進します。

構成施策④ 情報アクセシビリティの推進

- 高齢者や障がい者など、誰もが情報通信技術の利便を享受できるように、情報アクセシビリティを推進します。
- 神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に則り、JIS規格に準拠した県ウェブサイトの作成に努めるとともに、検証・試験の実施によりウェブアクセシビリティの維持・向上を図ります。

主要施策2 就業に対する支援

働き続ける意欲をもった高年齢者に対し、経験や知識をいかして活躍できるよう、多様な就業ニーズに応える取組を推進する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 個々の高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

構成施策① 中高年齢者の就業支援の推進

- 中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、40歳以上の中高年齢者の就業支援を行う「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等と、国の職業紹介をあわせて実施することにより、利用者の利便性を図ります。
- 民間教育訓練機関等に委託して、離職者等を対象とした訓練を実施します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
89	「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の運営(県)	国(神奈川県労働局)との密接な連携のもと、40歳以上の中高年齢者の多様な働き方の相談に対応する「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営します。

構成施策② シルバー人材センター事業の支援

- 健康で働く意欲のある高年齢者に、臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供するシルバー人材センター等の育成を図ります。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
90	シルバー人材センター等の育成(県・市町村)	シルバー人材センター及び生きがい事業団の指導・育成を行うとともに、県内全域でシルバー人材センター事業を展開するために設立された神奈川県シルバー人材センター連合会の機能強化を図るため、助成・指導を行います。

柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

現状と課題

- 高齢社会においては、価値観が多様化するとともに、社会の変化に対応して新たな知識や技術を習得する機会が必要となってきます。生涯にわたって多彩な学習機会を確保し、高齢者が学ぶことを通して自己実現や心の豊かさの充足を図り、いきいきと暮らせるよう支援することが大切です。
- 健康づくりなどを支援するため、スポーツ等に親しむことができるよう、多様な機会と場の拡充が必要です。
- 各世代が高齢社会についての理解を深めることができるよう、世代間の交流を促進することが必要です。

目指すべき方向性

- 高齢者が健康で生きがいのある生活を続けられるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代とともに参加する機会を提供します。
- 学校をはじめとした地域の資源などをいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

主要施策1 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

高齢者の学習に対する意欲の向上をはじめとして、生きがいづくりや健康づくり、さらには世代間の交流の促進などを図るため、生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援を行うことが必要です。

主要施策の方向	
	◇ 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代の方とともに参加する機会を提供します。
	◇ 学校等の地域の資源をいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

構成施策① 生涯学習・文化活動への支援

- 高齢者が自らの経験、知識、意欲を活かして行う生涯学習活動や文化活動を支援し、生涯にわたり地域で健康にいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
91	県立社会教育施設における生涯学習事業の実施(県)	県立社会教育施設において、各館の専門性や特色を生かした展示や講座などを開催します。
92	県立学校公開講座の開催(県)	県立学校の施設や人材を活用して、多様な学習・文化系講座やスポーツ教室を開講することで、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、異なる世代が共に学び合える機会を提供します。
93	県立保健福祉大学公開講座の開催 (地方独立行政法人)	県立保健福祉大学の研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、また、開かれた大学として地域社会に貢献するため、公開講座を開催しています。
94	共生共創事業の実施(県)	文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー(マグカル)の取組の一環として、共生社会の実現等を意識した魅力的なコンテンツの創出と発信を行います。

構成施策② 生涯スポーツへの支援

- 高齢者の健康・生きがいづくりの支援と普及を図るため、健康・体力づくり運動を推進し、これらがくらしの一部として習慣化することを推進します。
- スポーツ等に親しむことができる機会や場の提供を推進します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
95	健康・体力づくり運動の推進(県)	3033(サンマルサンサン)運動(1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化すること)を中心に、身近なところで誰もが気軽にできるスポーツ活動の普及・啓発を行います。 特に高齢者に対しては、ライフステージに応じて運動やスポーツに親しめるよう、高齢者向け3033運動プログラムの普及・啓発を行います。
96	県域・広域スポーツイベントへの支援(民間)	県内レクリエーション団体などが行うスポーツレクリエーション、ニュースポーツ等のイベントの開催を支援します。
97	「かながわシニアスポーツフェスタ」の開催と「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への参加支援(県 *指定都市を除く)	高齢者の健康の保持増進、生きがいづくりのため、日頃の健康、スポーツ活動の成果を発表する総合スポーツ大会として、「かながわシニアスポーツフェスタ」を開催します。 また、県内の健康・スポーツ活動等の高揚を図るため、毎年秋に開催されている全国の高齢者のスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に、県代表選手団を派遣します。 (指定都市は別途選手団を派遣)

構成施策③ 学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供

- 学習やスポーツなどの活動や交流体験の場を提供します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
98	県立学校の学習施設、体育施設の地域開放(県)	学校の会議室、音楽室、美術室等の学習施設、体育館や運動場などの体育施設を地域に開放することにより、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、学習や文化、スポーツ等の活動や交流の場を提供します。

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱1 認知症施策の総合的な推進

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者の約5人に1人、全国で約700万人前後、本県で約45万人前後が認知症になると見込まれます。
- 2023年（令和5年）には、早期のアルツハイマー病患者等を投与対象とする新薬が日本でも承認され、早期発見、早期診断及び早期対応の重要性が増しています。
- また、2023年（令和5年）6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進することが目的とされました。
- 県が実施した「認知症施策評価のためのアンケート調査」の2022年度（令和4年度）の実施結果では、認知症の人ご本人で「自分の思いが尊重されていると思う」と回答した方は59%で、第8期計画で定めた指標を上回りましたが、認知症の理解に関する質問では、指標を達成することができず、理解促進について課題があると考えられます。
- こうした現状を踏まえ、認知症に関する正しい知識と、認知症の人への正しい理解を深め、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

目指すべき方向性

- 県では、2023年（令和5年）4月1日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～とともに生きる社会を目指して～」を施行しており、認知症の人も含め、当事者一人一人の立場に立った福祉の推進を図り、当事者が望む暮らしを実現する施策に取り組みます。
- 併せて、ご家族やケアラーの意見にも耳を傾け、ご家族等の支援にも努めます。
- 県は、これまでも、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善」の取組を推進してきましたが、今後は、県内市町村や産業界、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県への展開と、そのための基盤整備も進めます。
- 認知症基本法に定める地方公共団体としての責務を全うしながら、神奈川らしい施策を展開し、認知症とともに生きる社会、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

指標

	指標	現状	目標
	県のアンケート調査において、認知症の人が「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」と答える割合	2022年 48% (令和4年)	2026年 65% (令和8年)
指標の考え方	同調査において、「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」との問いに「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合を、認知症に関する理解促進などを進めることで、令和8年に65%とすることを目標とします。		

主要施策1 認知症の人に関する理解の増進等

認知症とともに生きる社会、共生社会の実現のため認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深めるように取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 誰もが認知症とともに生き、介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にも身近なものであることを伝えるため、社会全体に対する普及・啓発を推進します。
- ◇ 認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとし、また、多くの認知症の人の希望となるよう、認知症の人がいきいきと活動している姿を広く伝えます。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成を、学校や企業とも連携して進めます。

構成施策① 認知症に関する理解促進・相談先の周知

○ 認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めるための施策に取り組みます。

➤ 認知症に関する理解の普及促進

認知症の人の視点に立ったキャンペーンなど、普及啓発を推進するとともに、県や市町村の相談窓口や認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについて、ホームページやリーフレットなどで周知します。

認知症についての情報提供や、認知症に関する講演会の開催、オンラインも活用した普及啓発を図るとともに、県立高校等における高齢者に対する理解を深めるための教育を進めます。

➤ 相談先の周知

認知症コールセンターのほか、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど県や市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口の他、認知症に関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすく発信します。

➤ 認知症サポーターの養成

県と市町村では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」や、サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」の拡充に取り組みます。

また県の取組にあたっては、学校現場や企業との連携や、オンライン活用を進めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
99	キャンペーン等による普及啓発 (県・市町村・関係団体)	9月21日の認知症の日などの機会を捉えて、「オレンジライトアップ」などと併せた認知症理解のための取組を進めるとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
100	認知症ポータルサイト等による普及啓発 (県・市町村・関係団体)	認知症について情報をより一元的に提供するため、県ホームページにおいて、「認知症ポータルサイト」として認知症に関する基礎知識や相談窓口など、認知症に関する様々な情報を発信します。
101	認知症サポーター養成講座	地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成します。高校生に対してVR体験を取り入れた講座の開催をするなど学校や企業等とも連携して実施します。
102	認知症キャラバン・メイト等養成研修事業 (県・市町村・関係団体)	認知症に対する理解の普及啓発を図るため、普及啓発の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成し、認知症サポーターの拡充に取り組みます
103	認知症高齢者地域施策事業(県 *保健所設置市域を除く)	(1) 相談・訪問・支援指導 保健福祉事務所等は、認知症の人本人、家族等の専門相談等を実施するとともに、認知症の本人家族を支える応援者を養成し、活動を支援するため、認知症サポーターやオレンジパートナーの養成講座等の研修を実施します。 (2) 普及啓発事業 保健福祉事務所等が、市町村や地域包括支援センター等と連携し、地域の実情を踏まえた認知症普及啓発を進めます。

構成施策② 認知症の本人からの発信支援

○ 認知症の本人がいきいきと活動している姿を積極的に発信していくことで、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するとともに、多くの認知症の本人や家族の希望となるような取組を推進します。

➤ 認知症本人大使による本人発信

県では、認知症の本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する仕組みとして、「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）を委嘱しています。

オンラインも活用し、講座やイベント等で自分の言葉で語っていただくなど、様々な媒体で本人の思いを発信していただくほか、ピアサポート活動や音楽演奏、美術作品や写真の展示などを通じた本人発信を支援します。

認知症の日や認知症月間のキャンペーンにおいては、集中的に発信していきます。

➤ 本人ミーティングの実施支援

認知症の本人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
104	認知症施策普及・相談支援事業(県・市町村・関係団体)	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援を実施します。本人の思いを発信していただくなど、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただいています。

解説 認知症本人大使

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）において、認知症の人が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、認知症の本人からの発信の機会が増えるよう「認知症本人大使」を国が創設することとされた。国は令和2年1月に5人の認知症本人大使「希望大使」を任命した。大綱には、都道府県ごとに「地方版希望大使」を設置することが目標として掲げられている。

解説 「かながわオレンジ大使」とは～神奈川県らしいあり方を目指して～

本県には、既に活動されている認知症の本人が多くいらっしゃることから、神奈川県らしい大使のあり方について、そうした認知症の本人やご家族、支援者の皆様から御意見を伺ってきました。

「国の本人大使は特別な人という感じ。認知症の人はそういう人ばかりではないということを知ってほしい。」「一人で活動するのは難しい。複数ならできるかもしれない。」「失敗したとき傷つきたくない。」「これまで活動してきた人以外にもやりたい人がいるかもしれないので、公募にするのがよい。」「選考はなじまない。登録制のようにするのがよい。」といったご意見を踏まえ、本県では、「大使」の人数は定めず、なるべく応募された方全員に、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただくことにしました。

名称は、これまで本県が独自に取り組んできた「オレンジパートナー」等にちなみ、「かながわオレンジ大使」とし、令和3年4月に大使を創設し、令和5年5月より第2期の大使の方に委嘱しています。

主要施策2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人を含めた高齢者などにとってのバリアフリーのまちづくり、交通安全対策の充実に取り組むとともに、地域で暮らし続けられるよう多様な住まいの確保を進めます。
- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ オレンジパートナーネットワークにより、認知症の人やその家族への支援の充実や認知症サポーター及びオレンジパートナーの活動促進を行います。
- ◇ 認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を行う「チームオレンジ」の地域ごとの構築を支援します。
- ◇ 行方不明になってしまった認知症高齢者等を早期に発見し、保護する体制を充実します。
- ◇ 老人クラブによる友愛訪問活動等により、高齢者の一人暮らし家庭などを日頃から見守ります。

構成施策① 「認知症バリアフリー」の推進

- 生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための障壁を減らしていく、具体的な支援体制の構築を進めます。

➤ 「認知症バリアフリー」の推進

認知症の人を含めた高齢者などにとって暮らしやすい街づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく取組を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリーを進めます。

また、通院、通所等を目的とする福祉有償運送の制度普及を図るほか、高齢者の交通安全対策を推進するとともに、高齢者が地域で安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備、居住支援の推進を図ります。

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。さらに依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

構成施策② 地域での見守り体制の整備

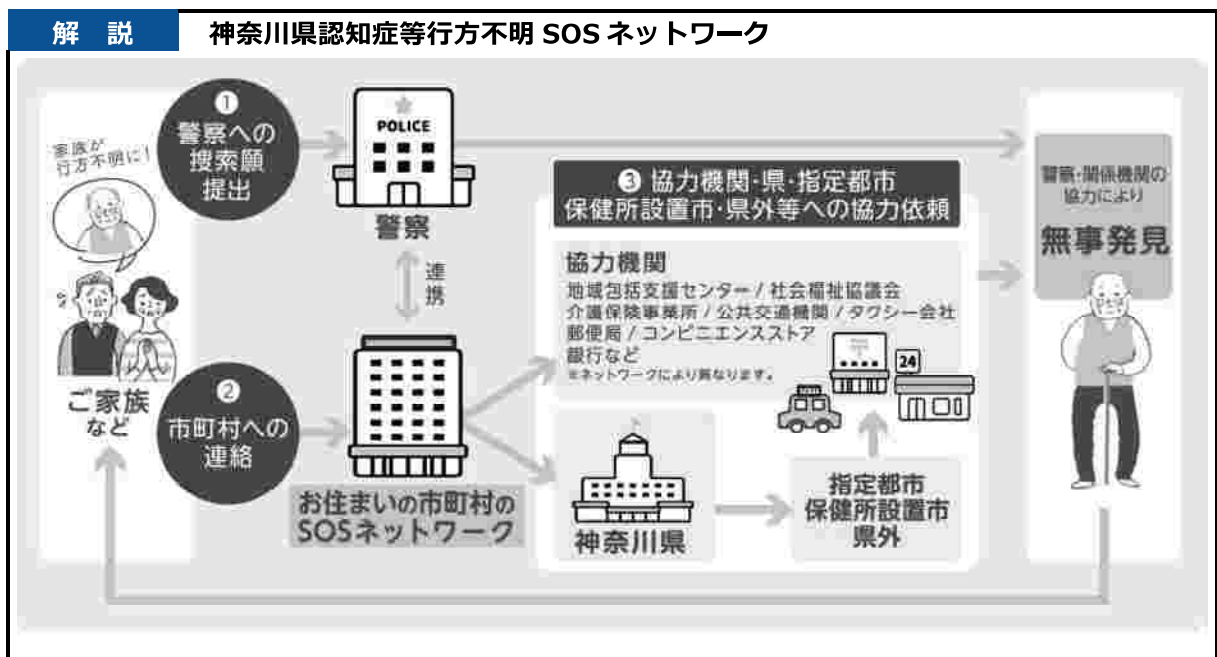
- 市町村では、認知症等のおそれがある高齢者を対象に、地域の見守り体制を構築しています。
- 県では、認知症の人が行方不明になった際に早期発見、保護ができるよう、市町村と連携した認知症等行方不明SOSネットワークの取組を充実していきます。
- また、民生委員・児童委員による一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などへの見守りを支援するほか、個人宅を訪問する事業者と見守り活動を進めるための協定を締結するなど、見守り体制の充実に取り組みます。
- さらに、オレンジパートナーなど、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援の仕組みづくりを進めます。

➤ 認知症等行方不明SOSネットワークの運営

認知症の人が、その症状により、道がわからなくなって行方不明になったり、交通事故や予期せぬケガに見舞われるなど、本人の生命にかかわる問題であるとともに、介護する家族の大きな負担となっています。

県と市町村では、道に迷った高齢者の安全を守り、家族が安心して在宅での介護を続けられるよう、認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明SOSネットワーク」を運営しています。

また、市町村では、行方不明となった高齢者を位置探索できるGPS機器や、通報先などを検索できる二次元コードシール等の給付・貸与のほか、ネットワークの登録者が、事故などで賠償責任を負った場合に備えた賠償責任保険に負担なしで加入するといった取組により家族に対する支援を行います。県では、市町村が実施する認知症高齢者見守り事業等の地域支援事業を支援するとともに、事例や機器等の情報収集を行い、市町村に情報提供します。



➤ 老人クラブによる訪問活動の支援

老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。

県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

➤ 認知症オレンジパートナーネットワークの推進

県では、認知症サポーターやオレンジパートナー¹などの個人の支援者、地域の支援団体、企業、行政、さらには認知症カフェや、チームオレンジなどの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症オレンジパートナーネットワーク」を構築しています。

2022（令和4）年度には、専用ウェブサイトのリニューアルし、支援者同士の情報共有や意見交換、若年性を含む認知症の人のニーズと社会参加活動や就労をマッチングする取組などを充実させています。



URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1393/orangepartner/index.html>

¹ 2017年度（平成29年度）と2018年度（平成30年度）に県独自の取組として養成したボランティア

➤ 「チームオレンジ」の構築運営支援

市町村においても、オレンジパートナー等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的に支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を進めていく必要があることから、県では、「オレンジチューター」を講師として、チームオレンジ・コーディネーター研修を実施するなどし、オレンジパートナーネットワークも活用して、市町村におけるチームオレンジの構築や運営を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
105	認知症等行方不明 SOS ネットワークの運営	認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明 SOS ネットワーク」を運営します。
106	民生委員・児童委員による訪問活動への支援 (県・指定都市・中核市)	民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など生活面で不安がある方へ、行政機関、施設などとの連携を行いながら、地域での見守りを行います。 県では、民生委員・児童委員への研修を支援するなど、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを進めます。
107	老人クラブによる訪問活動の支援(県・横浜市・川崎市)	老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 県は、市町村老人クラブは行う友愛訪問活動に対し支援します。
108	オレンジパートナー活動支援事業	認知症サポーターや、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知症の人やその家族を支える仕組みである「認知症オレンジパートナーネットワーク」の取組を推進します。 また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り組むチームオレンジの整備に対する支援を行います。

主要施策3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加に関する啓発、知識の普及の取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会、認知症の人の社会参加の機会の確保に取り組みます。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成を、学校や企業とも連携して進めます。
- ◇ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援（居場所づくり）等を行います。
- ◇ 若年性認知症の人の支援に携わる人たちに研修を実施し、日常生活の支援や就労支援のための知識及び技術を伝えるとともに、職域・障害福祉関係機関等と連携し、自立支援のネットワークを構築します。

構成施策①

認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保

地域で暮らす認知症の人とともに、認知症への正しい理解を深めるとともに、認知症の人ができることや、やりたいことを活かして、希望や生きがいを持って暮らしていけるよう認知症の人の経験を共有する機会や、本人による支援活動であるピアサポートの場を増やしていきます。

➤ 認知症に関する理解の普及促進

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

またご本人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

➤ 認知症オレンジパートナーネットワークの推進

県では、認知症サポーターやオレンジパートナー²などの個人の支援者、地域の支援団体、企業、行政、さらには認知症カフェや、チームオレンジなどの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症オレンジパートナーネットワーク」を構築しています。

2022（令和4）年度には、専用ウェブサイトをリニューアルし、支援者同士の情報共有や意見交換、若年性を含む認知症の人のニーズと社会参加活動や就労をマッチングする取組などを充実させています。

² 2017年度（平成29年度）と2018年度（平成30年度）に県独自の取組として養成したボランティア

➤ **認知症カフェ等の設置・普及**

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画し、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組を進めています。

➤ **老人クラブによる社会参加の促進**

地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を行う老人クラブについて、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(108) 再掲	オレンジパートナー活動 支援事業	認知症サポーターや、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知症の人やその家族を支える仕組みである「認知症オレンジパートナーネットワーク」の取組を推進します。 また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り組むチームオレンジの整備に対する支援を行います。
109	老人クラブ高齢者社会 参画活動推進事業	県内 31 市町村老連が行う次に列記する各事業の企画運営にかかる指導・助言や情報提供等の取り組みを推進します。(横浜市・川崎市を除く) 社会参加活動推進事業、健康づくり振興事業、連絡調整事業、神奈川県主催(高齢者社会参画活動関係)事業への参加協力、運営等支援事業などを進めます。
110	若年性認知症対策総合 推進事業(県)	【再掲】・若年性認知症支援コーディネーターの設置 若年性認知症の一人一人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。 ・若年性認知症自立支援ネットワークの構築 若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。 また、職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を開催します。

構成施策② 若年性認知症の人への支援

若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、本人や周囲の人が何らかの異常に気付くが、受診が遅れ、必要なサービスを受けるまでに時間がかかるなどの特徴があることから、改めて若年性認知症について普及啓発を進め、早期診断・早期対応へつなげることが重要です。

また、若年性認知症の人が役割を担い、社会参加を継続していくための居場所づくりや就労・社会参加等様々な分野にわたる支援を行っていく必要があります。

➤ 若年性認知症支援コーディネーターの設置

県内の若年性認知症支援コーディネーターの設置状況は、県域に3か所、横浜市に4か所、川崎市に1か所となっています。診断後の保健医療・福祉サービスを切れ目なく提供するため、連携を十分に図り、電話や面接、さらには本人の自宅や就労先の企業等の訪問、相談により必要なサービス調整等のほか、地域のつどいへの参加や支援などを行います。

また、若年性認知症の正しい理解の促進のため、地域で研修会等を開催するほか、若年性認知症の人が就労や社会参加を継続するための支援も進めます。

➤ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

県では、若年性認知症の人への理解を促進し、ハローワークをはじめとした就労に関連する職域団体や、産業保健関係者との連携、企業への周知、若年性認知症の人が利用できる通所介護サービス事業所、障害サービス事業所等の情報収集などに取り組みます。

また、若年性認知症自立支援のための会議を開催し、当事者を含めた関係者により、若年性認知症についての施策を検討するほか、若年性認知症の特性や就労支援についての理解を深めるなどの研修会等を通じて支援体制のネットワークを構築します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
111	若年性認知症対策総合推進事業(県)	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 若年性認知症の一人一人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、相談やネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。 ・若年性認知症自立支援ネットワークの構築 当事者、学識経験者、認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。 職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する研修を開催します。

解説 若年性認知症とは

若年性認知症とは、65歳未満で認知症になった方のことをいいます。

令和2年の調査*によると最初に気づいた症状は、「もの忘れ」が最も多く（66.6%）、「職場や家事などでミス」（38.8%）「怒りっぽくなった」（23.2%）がこれに続いています。多くの方が現役で仕事や子育てをしているため、高齢者とは異なる課題を抱えており、診断の早期から、状態に応じた就労の継続や家族へのケア等の多様な支援につなげることが重要です。

令和2年の若年性認知症実態調査結果概要によると

- ・18歳～64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は、50.9人（前回調査（H21.3）47.6人）です。年齢が高くなるにつれ、有病率も高くなりますが、全国では、3.57万人、本県では、2800人程度（2017～2019年度調査）と推計しています。

*日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和2年3月より）

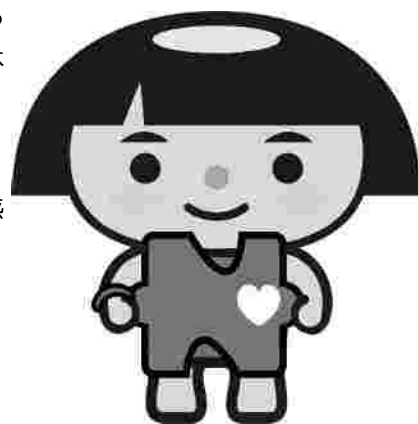
解説 認知症の人と家族を支えるマーク

県では、認知症施策の普及啓発を推進するため、認知症の人や家族などの意見を踏まえ、独自のマークを作成し、市町村や団体等と協力して、このマークを活用した取組を行っています。

認知症の人と家族を支えるマークとは…

・『パズルのピース』…認知症の人の記憶が欠けてしまうこと、認知症を支える人たちが、認知症の人が感じやすい不安や疎外感を埋めるピースとなれるようにとの思いが込められています。

- ・『ハート』…あたたかい心づかいを表しています。
- ・『N』…認知症の頭文字



かながわキンタロウと神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク

主要施策4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益を保護する取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進並びに消費者被害防止施策及び高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発等に取り組みます。

構成施策① 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組

➤ 認知症の人の意思決定の支援

本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、医療従事者、介護サービス事業所の従事者、認知症グループホーム等の管理者になる者に対して実施する研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018年（平成30年）6月）」の内容を盛り込みます。

➤ 成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。

さらに、依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

主要施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人それぞれの状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に提供するための取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。
- ◇ 市町村に設置される認知症初期集中支援チームの活動を増進します。
- ◇ 地域のネットワークの中で重要な役割を担うかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を実施します。
- ◇ 認知症の人の生活を支える介護を提供するため、認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供や、認知症介護の専門人材の養成を推進します。
- ◇ 認知症の人やその家族を支援するため、有識者や本人、家族等で構成する協議会により認知症施策の諸課題について検討します。
- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。

構成施策① 早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備

認知症に対して、適切な医療とケアを行うためには、早期発見が何よりも重要です。

そこで、できるだけ早期に、認知症専門医療を受診し、的確な診断に基づいた適切な医療や介護の療養方針を決定することが不可欠となります。

また早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期対応の体制が構築されるよう、市町村に設置する認知症初期集中支援チームの活動を推進することが重要です。

➤ 認知症疾患医療センターを中心としたネットワークの充実

早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。

認知症における専門医療の提供や介護との連携の中核機関としての役割を担っている県と政令市が設置する「認知症疾患医療センター」は、2次医療圏に1か所設置する「地域拠点型」と地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化する「連携型」があり、適切な医療提供と介護との連携に努めています。

また、県では、「連携型」認知症疾患医療センターの増設に加え、専門医療機関として認知症医療に関する研究や情報提供、人材育成、地域との連携の核としての機能を強化するため、統括的な役割を担う「基幹型」認知症疾患医療センターの設置などの認知症疾患医療センターのあり方について検討を進めます。

➤ **市町村における認知症初期集中支援チーム活動の充実**

認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県では、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する「認知症地域支援推進員」の資質向上のための研修を実施するほか、保健福祉事務所等からチーム員会議に専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援します。

➤ **認知症ケアと医療の連携**

市町村に配置されている「認知症地域支援推進員」は、認知症の人や家族等への相談支援や、認知症の人の状況に応じて医療や介護サービス等との連携支援の充実を図ります。

地域包括支援センターでは、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターとの連携を通して認知症ケアと医療の連携に取り組みます。

また、認知症疾患医療センター・診療所や、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の医療と介護の切れ目のないケアを推進します。

➤ **認知症ケアパスの確立**

県内の全ての市町村で、認知症の容態に応じて、地域ごとの医療・介護の資源について情報提供をしたり、相談窓口を案内する「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症の一人一人ひとりが、ケアパスに沿って支援の目標を設定し、認知症の人や家族医療、介護関係者の間で共有され、切れ目なくサービスが提供されるようにその活用を推進します。

解 説

認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや支援を利用することができるのかを、各市町村で標準的にまとめたもの

➤ **医療と介護の情報共有ツールの普及**

県では、地域における認知症支援ネットワークの構築のため、「大切なあなたへのよりよいノート～くらしと医療・介護をつなぐために～」の普及を行っています。市町村が作成する認知症ケアパスと併せて活用することで、医療と介護関係者が相互に情報を共有する体制を支援します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
112	認知症地域支援等研修事業(県・市町村)	認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援推進員の活動の推進が図られるよう、認知症初期集中支援チーム員研修へ受講者を派遣するとともに、認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を開催します。
113	認知症疾患医療センター運営事業(県・指定都市)	認知症の専門的な医療体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。

構成施策② 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- 保健・医療・福祉の相互の有機的な連携を確保し、保健医療及び福祉サービスを切れ目なく提供することに取り組みます。
- 保健・医療・福祉の人材の確保及び資質の向上のための取り組みを推進します。

➤ 認知症医療支援体制の強化

高齢者等が日頃から受診する病院や診療所の主治医（かかりつけ医）を対象として、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、かかりつけ医の研修指導者であり、市町村に設置される認知症初期集中支援チームの中心となって専門医療機関との連携を担う「認知症サポート医」を養成します。

さらに、認知症サポート医に対してフォローアップ研修を実施し、情報提供や事例検討を行うことで、地域における認知症サポート医の連携強化を図ります。

また病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員を対象として、病院での対応力の向上や多職種連携、地域連携を図るための「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」を実施するほか、認知症の人や家族と関わるが多く、認知症の早期発見・早期対応等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う歯科医師、薬剤師、看護職員等の各職種を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、医療・介護の連携を促進します。

また、本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018年（平成30年）6月）」の内容を研修に盛り込みます。引き続き、医療従事者等の受講機会を増やすため、オンラインも活用します。

➤ 介護サービスの基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者、認知症介護の現場の実践リーダー等に認知症介護への理解、介護技術等の研修や講座を開催します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
114	認知症サポート医養成研修(県・指定都市)	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役であり、認知症初期集中支援チームの中心となる医師(認知症サポート医)を養成します。
115	認知症サポート医フォローアップ研修	認知症サポート医に対して、地域における認知症の人への支援体制の構築という役割を果たすために必要な知識を習得するための研修を実施します。
116	かかりつけ医認知症対応力向上研修	かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施します。
117	病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修	病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員に対し、認知症の基本的な知識、多職種連携の必要性、病院での適切な対応や、退院に向けた地域連携等について習得するための研修を実施します。
118	看護職員認知症対応力向上研修	看護職員として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
119	歯科医師認知症対応力向上研修	かかりつけ歯科医師として必要な、認知症の人にかかる基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
120	薬剤師認知症対応力向上研修	薬局・薬剤師として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。

構成施策③

介護サービスの基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業の介護支援専門員等による適切なケアマネジメントに基づいて介護予防支援・居宅介護支援を実施し、医療と介護の密接な連携のもとで適切な医療・介護サービスの提供を推進します。

➤ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

➤ 認知症介護の専門人材の養成

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者等に対し認知症介護技術の研修や講座を実施し、認知症介護への理解の啓発及び専門性の高い人材養成に取り組むとともに、認知症介護の現場において実践リーダーとなる者の養成を行い、介護技術の向上に努めます。

また、令和3年度の介護報酬改定で、介護に関わる全の者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講することが義務づけられました。

さらに、認知症高齢者グループホーム等の管理者となる者に対して、認知症高齢者への適切なサービスの提供のあり方や、指定基準の理解を図るための研修を実施します。

本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018年（平成30年）6月）」の内容を研修に盛り込みます。

引き続き、介護従事者等の受講機会を増やすため、研修の効果に留意しながら、オンラインも活用します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
121	認知症介護研修事業 (県・指定都市)	介護保険施設等などの介護職員に対して、介護の質の向上につなげることができる人材を養成するために認知症介護に関する知識や実践的な介護技術を段階的に修得するための専門研修を実施します。 (認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修)

構成施策④ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- 認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が重要です。
- 認知症の人やその家族を支援するため、本人や家族の立場に立って認知症施策の諸課題について検討し、介護者の負担軽減につながる施策に取り組むことが重要となっています。

➤ 本人や家族の視点を踏まえた諸課題の検討

県では、本人、家族及び有識者等とで構成する「神奈川県認知症施策推進協議会」を開催します。ここでは、認知症施策に係る諸課題について検討を行い、認知症の人や家族への支援も検討していきます。

協議会には、認知症の人の家族だけでなく、当事者も委員として参画することにより丁寧な検討を行い、認知症の本人やその家族の視点を重視した取組を進めます。

解 説

神奈川県認知症施策推進協議会

県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図り、検討します。

なお、必要に応じて課題別に部会を設け、施策の検討を行います。

➤ 市町村における認知症初期集中支援チームの設置

早期診断・早期対応の取組みを推進することで、介護者の負担を軽減します。

➤ 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師の専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

➤ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

➤ 認知症カフェ等の設置・普及

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画する認知症カフェなど認知症の人や家族が集う取り組みを進めています。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
122	認知症対策総合支援事業(県)	「神奈川県認知症施策推進協議会」において、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図りつつ検討を行います。
123	認知症対策普及・相談・支援事業(県・横浜市・川崎市)	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、相談体制を充実します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
124	認知症高齢者地域対策事業(県 *保健所設置市域を除く)	(1) 相談・訪問・支援事業 保健福祉事務所は、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等による訪問、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場の開催、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。 (2) 専門職派遣事業 地域の実情を踏まえ、認知症初期集中チーム員会議や研修等に専門職を派遣し、助言等を実施します。

主要施策6 相談体制の整備等

認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、それぞれ状況に配慮しつつ総合的に応ずることができるよう、取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。
- ◇ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うため、ピアサポートの場を増やすなど支援を充実していきます。

構成施策① 認知症の人及び家族の相談体制の充実

- 認知症の人の介護者への支援のため、介護経験者等が応じるコールセンターの設置等、相談体制を充実させ、介護者の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。

➤ 相談先の周知

認知症コールセンターのほか、地域の高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど県、市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口のほか、認知症に関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすき発信します。

➤ 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

➤ 若年性認知症に関する相談

若年性認知症コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援等を行います。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
125	認知症対策普及・相談・支援事業	認知症ポータルサイト等による普及啓発を行います。
126	認知症対策普及・相談・支援事業	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取り組みも行います。 横浜市、川崎市においても、認知症コールセンターを設置しています。
127	認知症高齢者地域対策事業（県＊保健所設置市域を除く）	保健福祉事務所の専門機能を活用し、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等が家庭訪問を行うとともに、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場の開催し、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。
128	若年性認知症コーディネーターの設置	若年性認知症の人ひとりひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。

構成施策② 認知症の人又は家族の支え合い

○ 認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介などの情報提供を推進します。

➤ 本人ミーティングの実施支援

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援し、ピアサポートの場を増やしていきます。

➤ 認知症カフェ等の設置・普及

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画するなど、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の、認知症の人や家族が集う取組を進めています。

➤ 市町村や県による相談先の設置運営

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
129	認知症対策普及・相談・支援事業(県・市町村・関係団体)	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援やピアサポート活動の場を増やしていきます。

主要施策7 認知症未病改善の推進及び調査研究等

認知症は、健康な状態からすぐに発症するのではなく、時間の経過とともに進行するものです。今後、認知症の人の増加が見込まれる中においては、認知症の発症の抑制を図る取組や、発症を遅らせるまたは進行を緩やかにする取組等を着実に進めていく必要があります。県では、「未病」の考え方に立ち、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善などによる「認知症未病改善」を推進していますが、今後は、県内市町村や産業界、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県展開と、そのための基盤整備を進めます。

主要施策の方向

- ◇ 認知症発症前の「軽度認知障害（MC I）」の兆候の見える化・介入を具体化し、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応までをシームレスに展開することで、認知機能の低下を抑制します。
- ◇ 「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善によりMC Iを改善する可能性のある認知症未病改善の普及啓発のための取組を進めます。
- ◇ 認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズの普及・定着を推進します。
- ◇ 未病の状態を数値化する「未病指標」の普及、精緻化を図り、認知症未病改善への取組を促します。
- ◇ 未病を改善する技術、商品・サービスの創出を支援し、認知症未病改善の環境づくりを進めます。

構成施策① 軽度認知症障害（MC I）への取組

- 軽度認知障害（MC I）の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理を行い、日常モニタリングから診断の検査体制の構築と個別の介入モデルを具体化し、それらの中長期的にモニタリングする仕組みの構築を目指します。

キーワード 軽度認知障害（MC I : mild cognitive impairment）

認知症と完全に診断される一歩手前の状態（正常な状態と認知症の中間の状態）で、放っておくと認知症に進行しますが、早期に発見して対策を講じることで正常な状態に回復する可能性があります。

➤ 評価系の確立

MC Iの評価法について、どの場面で誰がどう使うことが適切か、個別の評価法と「使う人・場面と精度」との関係や、及びMC Iの評価の分類（機能・形状・物質）などについて、検証・整理する実証研究などを行います。

➤ 介入モデルの構築

MC Iの可能性がある場合、投薬や生活習慣改善以外の具体的な対策が分かりづらく、不安だけが膨らむこととなる。そこで、MC Iの疑いの際に、有効で効果的な商品・サービスの選択肢の提示を目指して実証研究などを行います。

➤ データ収集（プラットフォーム）

MC Iの方が、どんな行動変容を起こし、その後どうなったかを中長期にモニタリングする仕組みの構築を目指して、評価系と介入モデルの実証フィールドを対象にデータ取得・分析等を行う実証研究などを展開します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
130	ヘルシーエイジングプロジェクト(県)	軽度認知障害(MCI)の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理のための実証研究等を行います。

構成施策② 認知症未病改善の推進の推進及び研究等

- 未病指標等を活用し、認知機能の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。
- 認知症の発生と生活習慣は深く関係していることが分かってきており、「未病を改善する」観点から、認知症のリスクを軽減するためのコグニサイズなどの普及定着を図ります。

➤ 認知症の未病改善

認知症の多くは、MC I（軽度認知障害）と呼ばれる認知症前段階を経て進行すると言われています。MC Iは、生活習慣の改善などにより正常状態に回復する可能性があるため、日頃から、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善が重要になります。

県では、「食の未病改善」「運動の未病改善」「社会参加の未病改善」の大切さを伝えるため、市町村や企業、学校と連携した普及啓発に取り組みます。

➤ コグニサイズの普及・定着の推進

認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズについては、平成27年から全県展開し、普及を進めてきたところですが、今後は地域での定着に向け、指導者のフォローアップなどを進めます。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
131	未病指標活用促進事業 (県)	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
132	未病産業市場拡大プロジェクト等推進事業 (県)	優良な未病関連商品・サービスの創出、社会実装化し、未病産業の市場拡大を図るため、未病ブランド等の取組を進めます。
133	神奈川 ME-BYO リビングラボ推進事業(県)	未病関連商品・サービスについて、科学的エビデンスを踏まえ、有効性・安全性を検証評価する仕組みを構築します。
134	認知症未病改善対策推進事業(県・市町村・民間)	市町村と連携し、オンラインによる発信も活用した認知症理解、認知症未病改善のための普及啓発を行うとともに、学校において認知症未病改善講座を実施し、若年層の認知症理解を促進します。
135	介護・認知症未病改善プログラム事業(県・市町村・民間)	コグニサイズの普及・定着 認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

解説 認知機能

認知機能とは、人間が持っている機能の中でも、情報化に対応した仕事を遂行するために重要な役割を果たす機能です。認知機能の状態を把握することで、記憶力や思考力等の低下に気づくことができます。

コラム 認知症リスク軽減のための運動「コグニサイズ」



ステップ+計算

計算を行いながらステップ運動を行う。計算は数字の逆唱や連続して7ずつ引く引き算など。

歩行+会話

2人1組で、速度を保ちつつ会話をしながら歩く。



4人1組になって、順番に1人1つずつ声を出して数え、「3の倍数」のときは数を数えず、手をたたく。これに、運動を組み合わせる。

コグニサイズは、国立長寿医療研究センターが開発した、認知機能の維持・向上に役立つ運動で、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。

運動と認知トレーニングを組み合わせることで、脳への刺激を促すことが期待できます。

編：国立長寿医療研究センター「認知症予防へ向けた運動 コグニサイズ」より作成

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

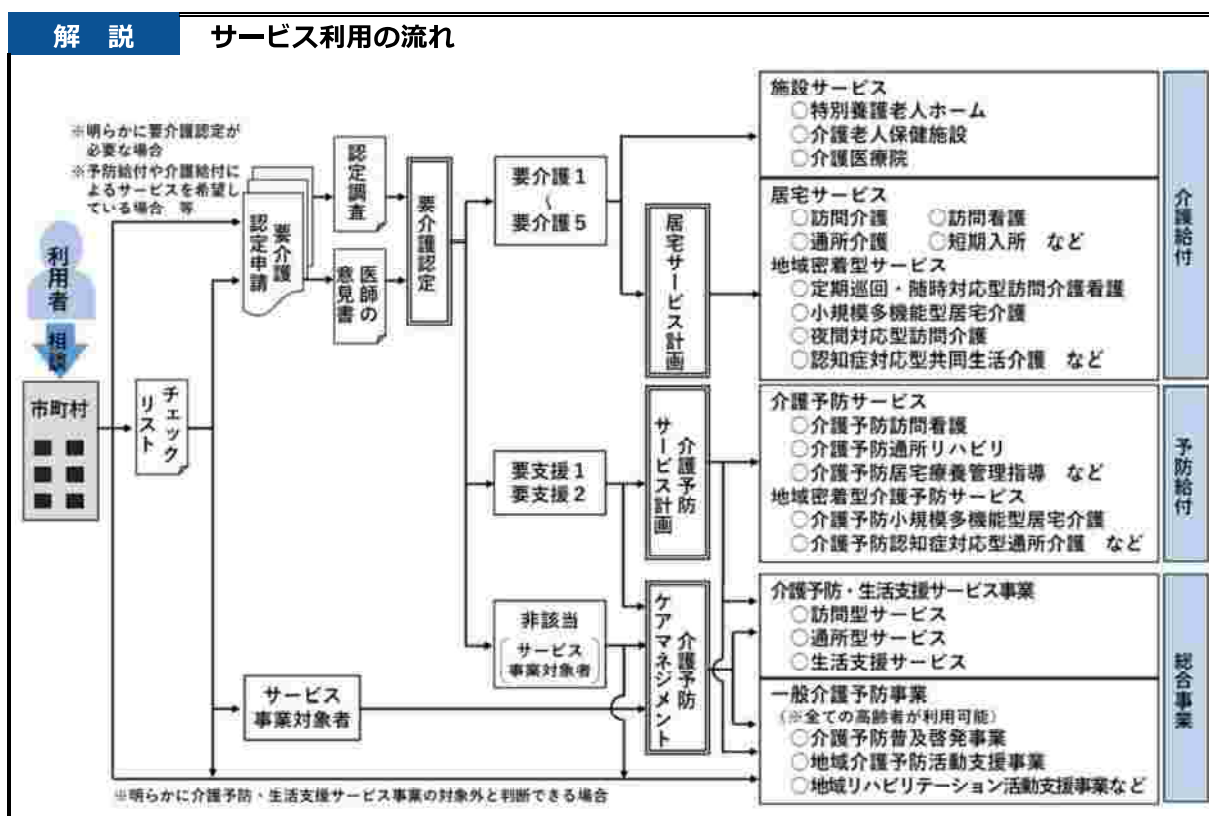
柱1 介護保険サービス等の適切な提供

現状と課題

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図ることが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

目指すべき方向性

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。



主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画を策定し、計画に沿って事業を運営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

主要施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます。

構成施策① 介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、日常生活圏域ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

構成施策② 介護保険制度の円滑な運営

- 市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行います。

表2-4-1 介護サービス給付費等の見込み

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	合計	2040 (令和22)
総給付費 (a) (居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス)						
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・ 高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料 (b)						
介護サービス給付費等 合計 (a) + (b) = (c)		作成中				
要支援・要介護認定者数 (d)						
1人あたり給付費等 (c/d)						

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

表 2-4-2 計画期間の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保険料	第1号被保険者	作成中
	第2号被保険者	
公費	国庫負担金	作成中
	国調整交付金	
	県負担金	
	市町村負担金	
合計		

計画期間
2024年度～2026年度
(令和6) (令和8)

県高齢福祉課作成

➤ 介護保険財政安定化基金の運営

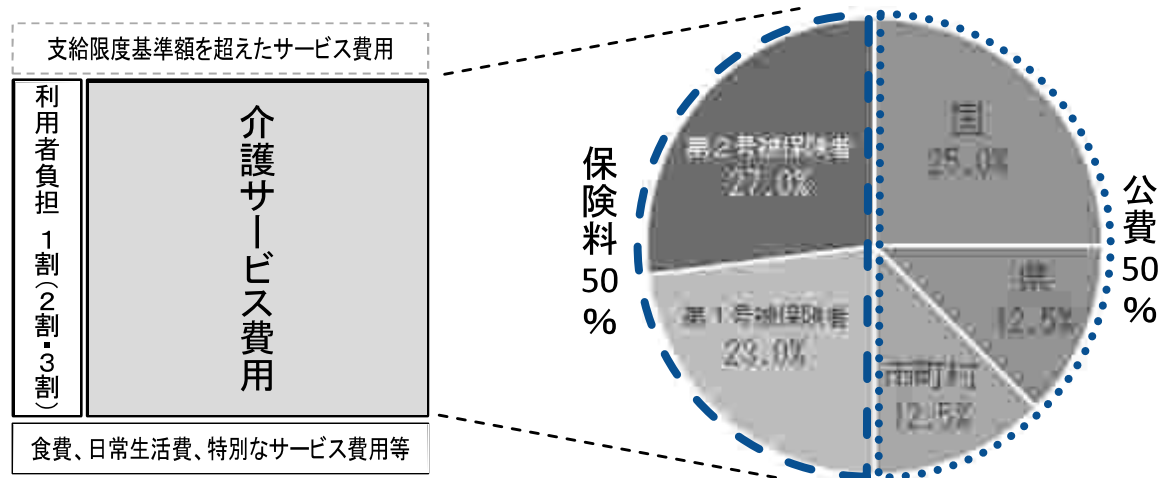
各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

2023年度(令和5年度)末残高(見込み)	(集計中)億円
-----------------------	---------

解説 介護保険制度における費用負担

介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されます

介護サービスを利用する場合には、費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)が利用者負担となります。残りは、介護給付費で賄われ、その財源は、2分の1が公費負担、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です



※ 施設に係る公費負担割合は、国20%、都道府県17.5%、市町村12.5%となります。

(注1) 第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。

(注2) 第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付

主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮や、サービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 介護サービス事業者の適切な指定や事業者に対する指導・監査の強化により、利用者の保護と事業者の健全な発展を図ります。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

構成施策① 低所得者の負担への配慮

➤ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に第1号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第1号被保険者に対しては、公費による保険料の軽減が行われています。さらに、1か月に支払った利用者負担額（1世帯あたりの合算額）が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならないよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方（配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く）が、施設に入所（入院）したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費（滞在費）の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付（特定入所者介護サービス費等）」を行います。

➤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

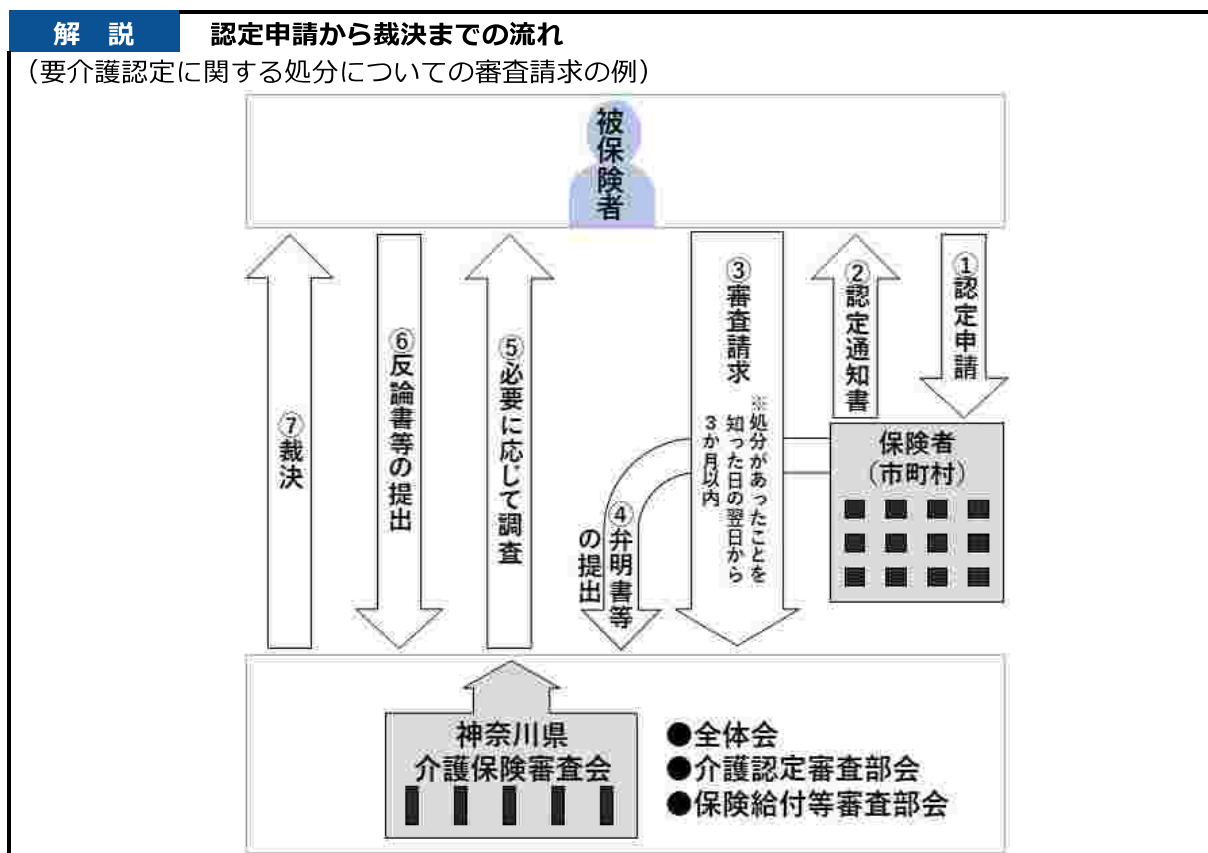
低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担（介護サービス費用の1割負担、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則4分の1を軽減します。

【主要事業】（調整中）

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
136	低所得者利用負担対策事業(市町村)	低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人等による負担軽減措置に対して補助します。

構成施策② 介護保険審査会の運営

- 介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分（要介護認定、保険料の賦課等）に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する「介護保険審査会」を運営します。



構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定・指定更新

- 適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者からの申請に基づき人員、設備等に関して審査します。県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件（申請者・開設者及び役員等の取消履歴）に該当しないと認められる場合には、指定（介護老人保健施設及び介護医療院は開設許可）や指定（許可）の更新を行います。
- 介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。
- なお、2012年（平成24年）4月から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年（平成30年）4月から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されています。

構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

- 介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必要な助言や指導を行います。
- 指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。
- 事故の未然防止や安全対策等を強化していく取組として、実地監査等において各施設が適切に事故防止策を講じているか確認し、不十分であれば報告のあり方も含めて指導を徹底するほか、個別に県に報告のあった事故事例・内容を精査し、改善すべき点や好事例について、講習会等において施設に情報を提供します。

指導	集団指導	<p>【集団指導講習会】介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度理解の促進を図るため、サービス別に「集団指導講習会」を開催します。</p> <p>【新規セミナー】新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象として、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。</p> <p>【開設予定事業者向け説明会】指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的な知識の習得を図ります。</p>
	実地指導	介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒアリングにより実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。
	市町村支援	地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議や研修会を開催します。
	その他の指導	未届の有料老人ホームに集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。
監査	<p>介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図るため、介護サービス事業者に対して監査を実施します。</p> <p>監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、又は取消しの処分を行います。</p>	